

中国四国学生テニス連盟規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本連盟は中国四国学生テニス連盟と称する。本連盟は昭和 61 年 1 月 1 日に発足したものである。
- 第 2 条 本連盟は学生による自治のもとに、健全なる学生精神の向上、学生テニスの発展並びに、加盟校及び学生相互の親睦を厚くすべきことを以って目的とする。
- 第 3 条 本連盟は事務所を広島市西区横川町 3 丁目 8 番 10 号 第 2 はんどうビル 301 号室に置く。

第 2 章 組 織

- 第 4 条 本連盟は中国地区及び四国地区の学生テニス総括団体として、全日本学生テニス連盟に加盟するものとする。
- 第 5 条 本連盟は中国地区(広島県・岡山県・山口県・鳥取県・島根県)及び四国地区(愛媛県・香川県・徳島県・高知県)の 9 県に所在地を有する大学及び短期大学公認のテニス部を以って組織する。

第 3 章 事 業

- 第 6 条 本連盟は第 2 条の目的を達成する為、下記の事業を開催する。
1. 全日本学生テニス選手権大会の予選大会として春季中国四国学生テニス選手権大会を開催する。
 2. 全日本学生室内テニス選手権大会の予選大会として夏季中国四国学生テニス選手権大会を開催する。
 3. 全日本大学対抗テニス王座決定試合の中国四国地区の予選大会として中国四国地区大会を開催する。
 4. 中国四国学生室内テニス選手権大会を開催する。
 5. 第 2 条の目的を達成する為、必要に応じてその他の大会を開催する。
 6. 中国四国学生ランキングを発表する。
尚、ランキング順位は男子単複 30 位、女子単複 30 位迄とする。
 7. 前六項の外、本連盟は第 2 条の目的を達成する為に必要な事業を行う。

第 4 章 役 員

第 7 条 本連盟には次の役員を置く。

- | | |
|------------|--------------------|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 監 査 | 若干名 |
| 4. 幹 事 長 | 1 名 |
| 5. 副 幹 事 長 | 2 名 |
| 6. 会 計 | 1 名 |
| 7. 会 計 補 佐 | 1 名 |
| 8. システム責任者 | 1 名 |
| 9. 幹 事 | 20 名程度(上記 4~8 を含む) |
| 10. 準 幹 事 | 15 名程度(うち一人四国担当) |

第 8 条 会長・副会長・監査は幹事会の推薦により決定する。

会長は本連盟を代表統括し、副会長は会長を補佐するが、会長に事故あるときはその職務を代行する。監査は本連盟の会計及び事業の執行状況を監査する。

第 9 条 幹事長、副幹事長及び会計は前幹事長の推薦の下、幹事会にて選出する。

幹事長は幹事会を代表統括し、副幹事長は幹事長を補佐し、幹事会を運営する。会計は本連盟会計一般を受け持つ。

第 10 条 幹事及び準幹事は事業運営の必要に応じ本連盟加盟校より選出し、後に定例主将主務会議に於いて承認を得なければならない。

幹事は幹事長の下に本連盟の業務全般を遂行し、準幹事は大会の運営補助としてその役割を遂行する。

第 5 章 会 議

第 11 条 本連盟に下記の会議を設ける。

1. 定例主将主務会議
2. 臨時主将主務会議
3. 幹 事 会
4. 部長・監督会

- 第 12 条 定例主将主務会議は、本連盟の最高議決機関であって本連盟の運営上の重要事項を議決する。
- 第 13 条 定例主将主務会議は加盟校の主将主務（又はその代理人）及び全幹事を以って構成する。但し、議決権は加盟校の男子部並びに女子部につき各 1 票とし、幹事の議決権は幹事長、副幹事長、会計に各 1 票を認めることとする。
- 第 14 条 定例主将主務会議は年に 1 度、年度末に開催するものとする。
- 第 15 条 定例主将主務会議に附議される事項は以下の通りとする。
1. 決 算
 2. 今年度事業報告及び次年度事業計画
 3. 幹事長、副幹事長、会計、その他幹事の承認及び決定
 4. 規約の改正
 5. リーグ戦に関する事項
 6. その他の重要事項
- 第 16 条 定例主将主務会議は加盟校の主将主務（又はその代理人）及び全幹事の過半数の出席（委任状を含む）を以って成立し、議事は出席有議決者の過半数の同意を以って決定する。但し、本規約の改正を行う場合は出席有議決者の 3 分の 2 以上の同意を要する。
- 第 17 条 定例主将主務会議は幹事長（事故があるときは副幹事長）を議長とする。
- 第 18 条 主将主務会議に欠席する加盟校は書面により、予めその理由を本連盟に提出する義務を負う。尚、加盟校は、委任状を提出することにより代理人を出席させることができる。
- 第 19 条 主将主務会議に欠席した加盟校は、その会議に関する全ての権利を放棄したものとみなす。但し、会議の議決により発生した義務は負わなければならない。
- 第 20 条 臨時主将主務会議は加盟校の主将主務（又はその代理人）及び全幹事を以って構成し、幹事長が必要と認めた場合又は加盟校の 3 分の 1 以上の要求があった場合に幹事長がこれを招集する。また、臨時主将主務会議に関するその他の規定は定例主将主務会議の規定を準用する。
- 第 21 条 キャプテン会議は原則として大会開催日前日、会場指定を受けたいずれかの大学に於いて午後 5 時より行う。（現在は行っていない）
- 第 22 条 本連盟主催の各種大会のドロー作成は、幹事会に於いてこれを為すものとする。

第 23 条 幹事会は全幹事を以って構成し、全幹事の 3 分の 2 の出席を以って成立する。本会は
ドロー作成のほか、必要に応じて規約以下の諸規則についての審査を行う。

第 24 条 幹事会に於ける議決権は幹事全てに付与され、本連盟規約以下の諸規則の改
正には出席有議決者の 3 分の 2 以上の同意を要する。但し、本会により改正
を行った場合、加盟校への周知義務を負う。また加盟校の 4 分の 1 以上の要
求があった場合には再審査を行う。

第 25 条 部長・監督会は本連盟に加盟する大学及び短期大学公認の部長・監督を以って構
成し全日本学生テニス連盟部長・監督会に加盟するものとする。
また年に 1 度、部長・監督会議を開催する。

第 6 章 加盟校の資格及び業務

第 26 条 本連盟に加盟しうる学校資格は学校教育法に定める大学及び短期大学とする。但し、
幹事会で審査の上、承認されたものはその限りではない。

第 27 条 新たに加盟せんとする大学又は短期大学は幹事会の承認を得ることを要する。

第 28 条 加盟校は所定の方法に従って当連盟に登録し、連盟加盟費、選手登録費及び大会
エントリー費を所定の期日までに支払わなければならない。
未納の場合は、登録及び試合の出場を取り消すことがある。

第 29 条 加盟校は幹事会より要請された事項に関し協力する義務を負う。

第 30 条 加盟校代表者は、自校選手に対し、本規約を厳守させる義務を負う。

第 31 条 加盟校は下記の理由により、その資格を失うものとする。

1. 加盟校である団体が解散又は脱退を申し出たとき
2. 加盟校としての義務を怠り、若しくは加盟校としての義務を放棄して幹事会
により除名されたとき
3. 加盟校が幹事会によって定められた処分に服しなかったとき

第 32 条 本連盟下部組織として主将主務会議で認められた団体の他に、加盟校は本連盟と類似
の団体を組織する事ができない。

第 7 章 会 計

第 33 条 本連盟の会計年度は 1 月 1 日に始まり、12 月末日に終わるものとする。

第 34 条 本連盟の収入は下記の通りである。

1. 大学加盟費(団体登録費)
2. 選手登録費(個人登録費)
3. 大会エントリー費
4. 本戦出場費
5. 前年度繰越金
6. その他の収入

第 35 条 本連盟の支出は下記の通りとする。

1. 全日本学生テニス連盟加盟費
2. 大会運営費
3. 派遣費
4. 諸費

第 36 条 会計は定例主将主務会議に於いて決算報告を行うものとする。

第 8 章 罰 則

第 37 条 本連盟は登録者の除名を含む適当な処分を附することがある。この処分決定は幹事会に於いて決定するものとする。処分の基準は下記の通りとする。

1. 本連盟規約に違反する大学又は選手
2. 素行不良等の理由により加盟校内に於いて懲戒以上の処分を受けた者
3. 学生スポーツ精神に反する行為をする者
4. その他幹事会に於いて不相当と認められた大学又は選手

第 9 章 補 則

第 38 条 本規約に必要な細則は原則として幹事会に於いて定めるものとする。

第 39 条 本規約は昭和 61 年 1 月 1 日から発効する。

第 40 条 本規約の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

平成 3 年 1 月 1 日改正
平成 5 年 1 月 1 日改正
平成 9 年 1 月 1 日改正
平成 10 年 1 月 1 日改正
平成 11 年 1 月 1 日改正
平成 12 年 1 月 1 日改正
平成 13 年 1 月 1 日改正
平成 14 年 1 月 1 日改正
平成 15 年 1 月 1 日改正
平成 16 年 1 月 1 日改正
平成 17 年 1 月 1 日改正
平成 18 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正
平成 23 年 4 月 1 日改正
平成 24 年 4 月 1 日改正
平成 26 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和 5 年 4 月 1 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正